



エース保険
ace insurance

海外旅行保険

シフトアッププラン



OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

Shift Up Plan

クレジットカード付帯の海外旅行傷害保険を
充実した補償内容のプランに!!

【お問い合わせ先】(取扱代理店)

(引受保険会社)



エース損害保険株式会社
ace insurance

本社
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー
http://www.ace-insurance.co.jp

〈商品やご契約に関するお問い合わせ先〉

パンフレット裏面下をご参照ください。

ご加入にあたってのご注意

- 1.ご契約いただく前に必ず申込書に添付されている「重要事項説明書」をお読みいただき、ご契約内容の確認事項を確認の上でお申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 2.キューバが渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- 3.この海外旅行保険は、海外旅行の目的をもって一時的に生活の拠点である日本の住居を出発してからその住居に帰着するまでの「旅行期間」中に生じる「旅行行程中の危険」を補償するためにお引き受けしています。したがって既に日本国外に滞在されている方、日本への帰国予定が定かでない方および日本国外に永住される方または永住権(グリーンカード等)をお持ちの方等を被保険者とするお申込みはお引き受けできません。そのため保険申込時または保険金請求の際に在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4.短期間の旅行期間の延長を除いて、日本への帰国予定が変更になったことを理由とする保険期間の延長や繰り返される延長のお申し出についてはお引き受けできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- 5.この保険の対象となる事故が発生したときはエース損害保険損害サービスセンターまたは、取扱代理店まで病気、ケガの状況その他損害の程度を书面で30日以内にご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 6.旅行目的が観光、商談、視察、報道取材、会議出席等以外で実務上の職業危険(例えば、外国でダムやビルの建設業務にたずさわる方、農業・林業にたずさわる方)を伴う場合はお申し出ください。
- 7.旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの特に危険な運動をする場合は原則お引き受けできません。
- 8.ご家族単位での旅行で、ご家族全員の旅行行程が同じ場合には、個人でご加入するよりも経済的な保険料でご加入いただけるファミリープランをおすすめします。ご希望の方は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 9.応急治療・救援費用補償特約を希望されない場合は他のプランをご用意しておりますのでお申し出ください。
- 10.被保険者またはそのご家族がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

レンタカー賠償責任(自動車運転者損害賠償責任)についてのご注意

- この特約は、米国(含ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ)およびカナダで下記の会社のレンタカー会社のレンタカーを運転する場合のみ有効です。
- ハーツ社 ●エイビス社 ●ナショナル社 ●バジェット社 ●トヨタ社 ●ダラー社 ●ニッポンレンタカーグアム社 ●ジャパンレンタカーグアム社 ●アラモ社 ●ニッサンレンタカーグアム社
- (注1) 損害の額がレンタカー会社の契約している保険契約等(自家保険を含みます。)で支払われる金額を超えた場合に限り、その超過額のみを保険金としてお支払いします。
- (注2) 事故の際にはレンタカー会社が契約する保険会社とお客様との間で解決していただきます。レンタカー会社が契約している保険の保険金額を超えた場合には弊社が連携して事故の解決にあたります。本特約は日本の自動車保険と違い、示談代行サービスは付いておりません。従いまして、事故の解決に当たっては、まずは、レンタカー会社が契約する保険会社にご報告、ご相談の上、処理を進めていただく事になります。
- (注3) 賠償金額がレンタカー会社の契約している保険の保険金額を明らかに越える場合、もしくは超えるおそれのある場合には、速やかに弊社にご連絡ください。賠償金額の決定には事前に弊社の承諾を必要とします。
- (注4) レンタカー自体の車両損害はお支払いできません。
- (注5) 他の方がレンタカーの契約者となる場合で、本特約の被保険者がレンタカーの追加運転手の申請をしていない時はお支払いできません。

用語のご説明

パンフレットに記載されている用語についてのご説明になります。

用語	ご説明
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
契約者	保険契約の当事者であり保険料を支払う人をいいます。保険契約上のいろいろな権利を有し義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
疾病・病気	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
危篤	重症または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

商品やご契約に関するお問い合わせ、ご相談窓口(平日/午前9:00~午後5:00 土日・祝日はお休みさせていただきます。)

旅行保険本店営業部(東京) (03) 6212-7530	大阪支店 (06) 6343-7421	名古屋支店 (052) 261-2221
北海道支店 (011) 261-1501	東北支店 (022) 262-7791	北関東支店 (048) 644-1233
神奈川支店 (045) 683-3600	静岡支店 (054) 254-0331	広島支店 (082) 221-9311
福岡支店 (092) 751-5061	熊本支店 (096) 354-8221	沖縄支店 (098) 897-5136

クレジットカード付帯の海外旅行傷害保険だけで本当に安心ですか？

クレジットカード付帯の海外旅行傷害保険には以下のような特徴があります。

適用条件

- ▶ 旅行費用をカードで決済しないと補償が付かない場合があります。(補償が付帯されていないカードもあります)
- ▶ 補償の開始は、カードが発行されてから1ヵ月後からの場合があります。
- ▶ 一般的にカードの補償は**最長90日間**です。

補償内容について

傷害死亡 複数のカードを所持していても保険金額は合算されず、一番高い傷害死亡保険金額を保険金として複数のカード会社が分担して支払います。

例：右記のように2社のカードを所持していた場合でも、もしケガをして死亡した場合に支払われる死亡保険金は3,000万円となります。

	A社カード	B社カード	実際に支払われる死亡保険金
傷害死亡	3,000万円	2,000万円	3,000万円

※個人カードをお持ちの方が他に法人カードをお持ちの場合には、分担の対象とならない場合もあります。

傷害・疾病治療費用 一般的に補償額が低いことが多く、もしもの時に不足することが考えられます。また現地での病院での対応等ご自分で対応しなくてはならないケースもあります。

例：一般的にクレジットカード付帯の保険の場合50~200万円の補償額です。弊社事故例でも、大腿骨骨折で入院手術：約**700万円** 肺炎で長期入院：約**1,200万円**という支払例があります。

海外での治療費は高額となるケースがありカード付帯の保険だけでは不足する場合があります。

疾病死亡 一般的に補償が付いていません。

賠償責任 海外の先進国では高額賠償となるケースもあり、一般的なカード付帯の保険金額では不足する場合があります。

旅行中の事故による緊急費用 一般的に補償が付いていません。

救護者費用 カードの種類によっては補償額が100万円程度で、家族二人以上が数日間滞る場合は不足する場合があります。

携行品 カードの種類によっては補償額が20万円程度です。海外では盗難事故も多いため損害額に不足する場合があります。

クレジットカード付帯海外旅行傷害保険 **PLUS** シフトアッププラン **=** **安心の補償**

シフトアッププランの特徴 | クレジットカード付帯の海外旅行傷害保険対応プラン

クレジットカード付帯の海外旅行傷害保険で不足する部分に重点を置いたプラン設計となっています。

Point 1 エースの4つのサービスで万一の時も、トータルにサポートいたします！

エース日本語サービス

「海外での困ったな？」を日本語でサポートします!!

保険金請求手続に係るご相談をはじめ、医療に関する様々な手配サービス、クレジットカードやパスポートの紛失・盗難に関するご相談などを、24時間・年中無休で行っております。

※上記各種サービスはプレステージインターナショナル社及びコーポレート・サービス・ネットワーク社との提携により提供しています。

キャッシュレス医療サービス
(サービス利用可能な病院)

エース保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる病院では、お客様は現金不要です!!

万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替えいただく必要がないよう、世界主要都市に利用可能な病院を配置しておりますので、万一の際には安心して治療をお受けください。

※病院の都合により移転・閉鎖またはキャッシュレスサービスのご提供ができない場合がありますのでご了承ください。

緊急アシスタンスサービス

ケガや病気で緊急援助の必要などときに!!

ケガや病気の時、医師・病院の紹介や入院・転院の手配、また医療施設への移送、日本への帰国手配等を行います。

スーツケース修理業者紹介サービス お客様が、海外旅行中の事故により破損したスーツケースを修理されるにあたり、エース保険が提携している修理業者を紹介させていただくサービスです。

※本サービスにおける支払い、ならびに支払額につきましては、携行品損害補償特約、生活用動産損害補償特約(滞在用)の定めるところによります。

Point 2 オプションでレンタカー賠償責任が付帯できます。
(自動車運転者損害賠償責任)

米国(ハワイ・グアム・サイパン・プエルトリコを含む)またはカナダで弊社指定のレンタカー(自家用乗用車、自家用乗貨用車、二輪自動車および原動機付自転車に限り)を借り、事故を起してしまつた場合に…

※詳細については、パンフレット裏面「レンタカー賠償責任(自動車運転者損害賠償責任)」についてのご注意を確認ください。

Point 3 オプションで旅行変更費用が付帯できます。

出発前に発生した予期せぬ事で旅行を中止にした際に発生するキャンセル料、査証取得費用等を補償します。

※詳細については、パンフレット中面「海外旅行保険のあらまし」をご確認ください。

安心の補償内容 海外でまさか!?!のトラブルの時にお役に立ちます!!

※詳細については中面の「海外旅行保険のあらまし」をご覧ください。

NEW 安心の充実補償 ~応急治療・救援費用~

今まで補償されなかった、「旅行前にかかっていた病気」^(※1)が、**旅先で急激に悪化**^(※2)した場合の**治療費も補償されるようになりました**。^(※3)

- ※1 「旅行前にかかっていた病気」とは、旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある病気をいいます。ただし、妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病、ならびに治療・救援費用で補償される疾病は含まれません。また旅行前に**すでに渡航先の診察が予約されていた場合**など、補償の対象外となる場合がありますので、ご契約にあたっては必ず本パンフレットの「海外旅行保険のあらまし」の該当箇所をご確認ください。
- ※2 「旅行前にかかっていた病気」の急激な悪化とは、海外旅行中にそれが生じたことを被保険者(保険の対象となる方)が前もって予測できず、かつ社会通念上払うべき注意をしても避けられない症状の変化をいいます。
- ※3 上記に係る応急治療・救援費用は、1回の病気につき合計で300万円がお支払の限度となります。
(注) 下記保険期間が31日までのご契約に付帯される特約です。

疾病死亡

★海外旅行中に病気が原因でお亡くなりになられた場合に…

● 疾病死亡保険金をお支払いいたします。

旅行中の事故による緊急費用

★海外旅行中にケガや病気になり、予約していたゴルフやオプションツアーに参加できなかった
★航空機に預けた手荷物の到着が遅れ(6時間以上)、身の回り品を購入した
★航空機が6時間以上遅れ、宿泊代・食事代などを自己負担した など
海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故が原因で出費を余儀なくされた場合に…

● 旅行サービスの取り消し料 ● 身の回り品購入費 ● 交通費・宿泊代 などをお支払いいたします。

(注)「予期せぬ偶然な事故」は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、または旅行者によりその発生の証明がなされるものに限ります。
(注) 被保険者が、出発地または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した食事代は、保険期間を通じ保険金額の10%を限度とします。
(注) 下記保険期間が31日までのご契約に付帯される特約です。

シフトアッププラン

プランの選び方	年齢	プラン	契約者と被保険者が相違する場合で、被保険者の同意がない場合
	18才~69才	U01~U04	
	70才~80才	U05~U08	
	81才以上の方	取扱代理店または弊社までお問い合わせください。	

タイプコード	69歳以下				70歳以上			
	U01	U02	U03	U04	U05	U06	U07	U08
傷害死亡	500万	1,000万	—	—	500万	1,000万	—	—
傷害後遺障害	500万	1,000万	—	—	500万	1,000万	—	—
治療・救援費用	1,000万	1,000万	1,000万	3,000万	1,000万	1,000万	1,000万	3,000万
応急治療・救援費用	300万	300万	300万	300万	300万	300万	300万	300万
疾病死亡	300万	1,000万	500万	1,000万	—	500万	—	500万
賠償責任(自己負担なし)	5,000万	5,000万	5,000万	5,000万	5,000万	5,000万	5,000万	5,000万
携行品(自己負担なし)	10万	10万	—	—	10万	10万	—	—
旅行中の事故による緊急費用	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万
保険期間1日(日帰り)	1,800円	2,230円	1,430円	1,680円	1,990円	2,350円	1,540円	1,810円
2日(1泊2日)	2,370円	2,820円	1,930円	2,200円	2,710円	3,090円	2,190円	2,500円
3日(2泊3日)	2,930円	3,390円	2,390円	2,700円	3,420円	3,800円	2,800円	3,150円
4日(3泊4日)	3,440円	3,900円	2,790円	3,130円	4,070円	4,450円	3,340円	3,720円
5日(4泊5日)	4,010円	4,500円	3,210円	3,590円	4,760円	5,160円	3,870円	4,290円
6日(5泊6日)	4,560円	5,080円	3,610円	4,030円	5,440円	5,870円	4,400円	4,860円
7日(6泊7日)	5,040円	5,580円	3,990円	4,420円	6,040円	6,490円	4,890円	5,390円
8日(7泊8日)	5,480円	6,020円	4,340円	4,790円	6,580円	7,030円	5,340円	5,870円
9日(8泊9日)	5,890円	6,440円	4,660円	5,140円	7,100円	7,550円	5,770円	6,320円
10日(9泊10日)	6,320円	6,870円	4,990円	5,490円	7,620円	8,080円	6,190円	6,780円
11日(10泊11日)	6,730円	7,290円	5,310円	5,830円	8,140円	8,610円	6,620円	7,230円
12日(11泊12日)	7,140円	7,720円	5,630円	6,180円	8,650円	9,130円	7,040円	7,670円
13日(12泊13日)	7,590円	8,180円	5,980円	6,540円	9,200円	9,690円	7,490円	8,160円
14日(13泊14日)	7,960円	8,570円	6,280円	6,860円	9,670円	10,180円	7,880円	8,580円
15日(14泊15日)	8,320円	8,930円	6,560円	7,160円	10,120円	10,630円	8,250円	8,960円
17日まで(16泊17日)	8,870円	9,480円	6,980円	7,610円	10,790円	11,300円	8,800円	9,540円
19日まで(18泊19日)	9,640円	10,280円	7,580円	8,250円	11,760円	12,300円	9,600円	10,390円
21日まで(20泊21日)	10,430円	11,090円	8,200円	8,900円	12,740円	13,300円	10,400円	11,250円
23日まで(22泊23日)	10,850円	11,550円	8,430円	9,170円	13,360円	13,950円	10,830円	11,720円
25日まで(24泊25日)	11,220円	11,950円	8,600円	9,360円	13,950円	14,560円	11,210円	12,130円
27日まで(26泊27日)	11,560円	12,310円	8,750円	9,520円	14,440円	15,080円	11,510円	12,450円
29日まで(28泊29日)	12,020円	12,800円	9,020円	9,800円	14,880円	15,540円	11,760円	12,720円
31日まで(30泊31日)	12,510円	13,320円	9,350円	10,140円	15,360円	16,050円	12,080円	13,070円

オプション

レンタカー賠償責任 (自動車運転者損害賠償責任)	保険金額	1日まで	2日まで	3日まで	4日まで	5日まで	6日まで	7日まで	8日まで	9日まで	10日まで	11日まで	12日まで
	対人 1億円 対物 500万円		2,310円	2,310円	2,880円	2,880円	4,030円	5,190円	5,760円	5,760円	6,330円	6,330円	6,910円
		7,490円	7,490円	7,490円	8,070円	8,640円	9,210円	9,790円	9,790円	10,950円	11,520円	11,520円	

旅行変更費用	保険金額	1日まで	2日まで	3日まで	4日まで	5日まで	6日まで	7日まで	8日まで	9日まで	10日まで	11日まで	12日まで
	A 10万円		310円	310円	310円	310円	310円	310円	310円	310円	310円	310円	310円
B 20万円		620円	620円	620円	620円	620円	620円	620円	620円	620円	620円	620円	620円
C 30万円		930円	930円	930円	930円	930円	930円	930円	930円	930円	930円	930円	930円
		310円	310円	310円	310円	310円	310円	320円	340円	350円	370円	380円	
		620円	620円	620円	630円	630円	630円	650円	670円	700円	730円	770円	
		940円	940円	940円	940円	940円	940円	970円	1,010円	1,050円	1,100円	1,150円	

海外旅行保険のあらまし

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額（*1）を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。 （*1）保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	たとえば、 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、その他の変乱（注） ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無資格運転・酒酔運転・麻薬等使用中の運転 ⑥脳疾患、心神喪失 ⑦医学的 he 覚所見のないむちうち症、腰痛 ⑧妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置 ⑨旅行開始前、旅行終了後に発生したケガなど （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 傷害後遺障害 × 3～100% = 傷害後遺障害保険金の額 （注）ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	●傷害治療費用部分 上記①～⑤、⑦に加え、 ●旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など ●疾病治療費用部分 上記①～④、⑦に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 など （注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療を受けた時に支出した費用については保険金をお支払いできません。
治 療 ・ 救 援 費 用	●傷害治療費用部分 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられた場合 ●疾病治療費用部分 ①海外旅行開始後に発病した病気が原因で、海外旅行中または旅行終了後 72時間以内 に医師の治療を受けられた場合（ただし、その病気の原因が旅行中に発生したものに限り、ます。） ②海外旅行中に感染した特定の感染症（*）が原因で、旅行終了後からその日を含めて 30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合 （*）特定の感染症とは以下のものをいいます。 コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回歸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスルウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症	●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき次の費用のうち現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ただし、ケガの場合は事故発生の日からその日を含めて 180日以内 、病気の場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限り、ます。） ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係費用（緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合のホテル客室料などを含みます。） ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ対象となります。） ④入院により必要となった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費（ 5万円限度 ）、aとb. 合計で20万円を限度 とします。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒費用	●傷害治療費用部分 上記①～⑤、⑦に加え、 ●旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など ●疾病治療費用部分 上記①～④、⑦に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 など （注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療を受けた時に支出した費用については保険金をお支払いできません。
	●救援費用部分 海外旅行中に被保険者が、 ①事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合 ②事故によりケガをされ、または発病した病気により 3日以上 継続して入院された場合（*2） ③病気により死亡された場合 ④発病した病気に、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合（*2） ⑤搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合 ⑥被った事故により生死が確認できない場合、緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など （*2）旅行中に医師の治療を開始した場合に限り、ます。	●救援費用部分 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した次の費用で社会通念上妥当と認められる金額を、1回のケガ、病気、事故につき治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者 3名分まで ）（*3） ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者3名かつ1名につき 14日分まで ）（*3） ④救援者の渡航手続費、現地の諸雑費（合計で 20万円まで ） ⑤現地からの移送費用（*4） ⑥遺体処理費用（ 100万円まで ） （*3）被保険者の生死が判明した後に発生した費用は対象になり、ます。 （*4）払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。	●救援費用部分 上記①、③、④、⑦に加え、 ●自殺行為（死亡された場合を除きます。）、 ●犯罪行為、闘争行為 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ●歯科疾病による入院 ●無資格運転・酒酔運転・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院（無資格・酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます。） ●旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など
	●応急治療費用部分 旅行出発前に発病し、医師の治療を受けられたことがある病気（*5）について、旅行中に急激に症状が悪化（*6）し、医師の治療を受けられた場合。 ●救援費用部分 旅行出発前に発病し、かつ、医師の治療を受けられたことがある病気（*5）について、旅行中に急激に症状が悪化（*6）し、 3日以上 続けて入院された場合。 （*5）妊娠、出産、早産または流産に起因する病気、および歯科疾病は含み、ます。 （*6）旅行中に発生することが事前に予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をい、ます。	●応急治療費用部分 実際に支払われた応急治療費のうち、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する額。 ●救援費用部分 ご契約者、被保険者、または被保険者の親族が現実に支出した費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。 ●共通のご注意 医師の治療を開始した日からその日を含めて 30日以内 に必要となった費用に限り、ます。 住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象となり、ます。 応急治療費用部分・救援費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で 300万円 を限度とします。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。	たとえば ●旅行終了後に治療を開始した場合 ●旅行の目的が治療、または症状の緩和を目的とするものである場合 ●旅行出発前に、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診療の予約または入院の手配等が行なわれていた場合を含みます。） ●旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具、挿入物等の継続使用に関する費用、インスリン注射その他の薬剤の継続使用に関わる費用 ●温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーションその他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の形成手術、その他健康状態の改善以外を目的とする処置に関わる費用 ●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など
応 急 治 療 ・ 救 援 費 用	●応急治療費用部分 旅行出発前に発病し、医師の治療を受けられたことがある病気（*5）について、旅行中に急激に症状が悪化（*6）し、医師の治療を受けられた場合。 ●救援費用部分 旅行出発前に発病し、かつ、医師の治療を受けられたことがある病気（*5）について、旅行中に急激に症状が悪化（*6）し、 3日以上 続けて入院された場合。 （*5）妊娠、出産、早産または流産に起因する病気、および歯科疾病は含み、ます。 （*6）旅行中に発生することが事前に予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をい、ます。	●応急治療費用部分 実際に支払われた応急治療費のうち、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する額。 ●救援費用部分 ご契約者、被保険者、または被保険者の親族が現実に支出した費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。 ●共通のご注意 医師の治療を開始した日からその日を含めて 30日以内 に必要となった費用に限り、ます。 住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象となり、ます。 応急治療費用部分・救援費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で 300万円 を限度とします。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。	たとえば ●旅行終了後に治療を開始した場合 ●旅行の目的が治療、または症状の緩和を目的とするものである場合 ●旅行出発前に、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診療の予約または入院の手配等が行なわれていた場合を含みます。） ●旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具、挿入物等の継続使用に関する費用、インスリン注射その他の薬剤の継続使用に関わる費用 ●温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーションその他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の形成手術、その他健康状態の改善以外を目的とする処置に関わる費用 ●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など
疾 病 死 亡	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気が原因で旅行終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、ます。） ③海外旅行中に感染した上記（*）の感染症（治療・救援費用に同じ）が原因で、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。	上記①～④に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 など ●歯科疾病

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 （注1）被保険者が所有・使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 例：友人から借りたカメラを破損した場合または盗難にあった場合 （注2）レンタル業者より契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品や、ホテルの客室・客室内の動産（セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、住宅等の居住施設内の部屋・部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に対する損害賠償責任はお支払いの対象となり、ます。 （注3）被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払い、ます。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払い、ます。また、損害の発生または拡大の防止および求償権の保全等に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した緊急措置費用、訴訟費用・弁護士報酬等の費用についても保険金をお支払いできる場合があります。 （注1）賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要と、ます。 （注2）被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求について、先取特権（*）を有、ます。 （*）「先取特権」とは、賠償事故において保険事故の発生後に被保険者の方（加害者）が破産した場合でも、保険金請求権を被害者の方が他の債権者よりも優先して弁済を受けられる被害者救済措置のことをい、ます。	前記③、④、⑥に加え、 ●保険契約者、被保険者の故意 ●職務遂行に直接起因する賠償責任 ●航空機、船舶（*7）、車両（*8）、銃器（*9）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●受託品に関する賠償責任 など （*7）ヨットおよび水上オートバイはお支払いの対象となり、ます。 （*8）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用のスノーモービルはお支払いの対象となり、ます。 （*9）空気銃はお支払いの対象となり、ます。
携行品損害	海外旅行中に携行する、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品（カメラ、衣類、航空券、旅券等）（*10）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 （*10）現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、サーフィン・ウィンドサーフィン等の用具等を含み、ます。また、被保険者が滞在する居住施設内（一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内）のもの、別送品も保険の対象に含まれ、ます。	携行品一つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券の場合は合計5万円）を限度とし、時価額または修理費のいずれか低い額をお支払い、ます。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度と、ます。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の損害については、30万円を保険期間中の限度と、ます。 （注）運転免許証の盗難については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用（現地に負担した）場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。）をお支払い、ます。	前記①、②、④に加え、たとえば、 ●無資格運転・酒酔運転・麻薬等使用中の運転 ●携行品のかし（欠陥）または自然の消耗、さび、変色、虫食い ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●山岳登山、ハンググライダーなどをしている間に生じた用具の損害 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（ただし、火災消防・避難に必要な処置、空港等で安全確認検査のためにスーツケース等の錠を破損された場合はお支払いの対象となり、ます。） など
旅行中の事故による緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故（*11）がもて、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 （*11）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その発生の証明がなされる場合に限り、ます。	被保険者が負担を余儀なくされた下記の費用をお支払い、ます（*12）。 ①交通費、②ホテル等客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費で社会通念上妥当と認められる通常負担する金額 ただし、③食事代については次のa. またはb. のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc. に該当した場合に限りお支払い、ます。 a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できな、とき。 b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地へ到着時刻から6時間以内に代替機を利用できな、とき。 c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物か、目的地に運搬されなかつた場合で、航空機が当該目的地に着してから96時間以内に費用を負担したとき。 （*12）①～⑥の合計で旅行中の事故による緊急費用保険金額を保険期間中の限度と、ます。（ただし、③食事代については旅行中の事故による緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となり、ます。）また、⑦身の回り品購入費については、別途、旅行中の事故による緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度と、ます。 （注）上記費用の発生または拡大の防止に要した費用のうちで、社会通念上必要または有益であったと認められる費用等についても保険金をお支払いできる場合があります。	前記①～⑤、⑦に加え、たとえば、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因 ●保険契約者、被保険者または保険金受取人の法令違反 ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●歯科疾病 ●運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ●山岳登山、ハンググライダー、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦などを行って生じたケガ など
【オプション】 自動車運転者 損害賠償	海外旅行中に米国（ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコを含みます。）またはカナダで下記10社のレンタカー（自家用乗用車、自家用乗用兼用車、二輪自動車および原動機付自転車のみに限り、ます。）を運転している間に事故をおこし法律上の賠償責任を負った場合 ●ハーツ社／●ダラー社／●ニッポンレンタカー・グアム社／●エイビス社／●ナショナル社／●アラモ社／●バジェット社／●トヨタ社／●ジャパンレンタカー・グアム社／●ニッサンレンタカー・グアム社	1回の事故につき保険金額（対人1億円、対物500万円）を限度として、損害賠償金・費用などをお支払い、ます。 （注1）損害の額がレンタカー会社がお付保している保険契約等（自家保険を含みます。）で支払われる金額を超えた場合に限りその超過額についてのみ保険金をお支払い、ます。 （注2）賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要と、ます。 （注3）年齢等の利用条件については、あらかじめレンタカー会社にご確認ください。	●保険契約者、被保険者の故意 ●競技、競争、試運転、興行などのために使用している間に生じた事故による損害賠償 ●被保険者の配偶者、父母、子供に対する損害賠償 ●受託物（借用レンタカーを含みます。）に対する損害賠償 ●左記のレンタカー会社の承認を得ないでレンタカーを運転している間に生じた事故による損害賠償 など
【オプション】 旅行変更費用	次のような事由により出国を中止した場合または海外旅行を途中でとりやめ帰国された場合 ①被保険者、同行予約者（*13）（被保険者とあわせて以下「被保険者等」とい、ます。）または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合 ②(1)被保険者等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合（出国前の入院の場合は継続して3日以上に限り、ます。） (2)被保険者等の配偶者または2親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③被保険者等が搭乗されている航空機・船舶が行方不明になった場合または被保険者等が山岳登山中に遭難された場合 ④事故により被保険者等の捜索または救助を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物または家財に火災、風災、水災等が原因で100万円以上の損害が発生した場合 ⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所に出席された場合 ⑦被保険者等の渡航先または渡航予定先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争、内乱またはテロ行為 ●運送機関もしくは宿泊機関等の事故または火災・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧被保険者等に対して官公署の命令、出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 （*13）被保険者と同一の旅行を同時に参加予約された方で被保険者に同行される方をい、ます。	保険契約者、被保険者、およびその法定相続人の方が負担した次の費用を旅行変更費用保険金額を限度にお支払い、ます。 ①出国を中止したことにより、取消料、違約料等の名目で旅行者業者等に支払った費用、査証料、予防接種料などの渡航手続費として支払った費用（出国中止費用補償対象外特約を付帯している場合にはお支払い、ます。） ②中途帰国したことによる、次の計算式より算出した額（企画旅行の場合） 旅行変更費用 × $\frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$ （上記以外の場合） ●中途帰国したことにより、取消料・違約料・旅行業者取扱料などの名目で旅行者業者等に支払った費用 ●査証料、予防接種料などの渡航手続費として支払った費用 （注1）企画旅行の場合または帰国のための航空券等をすでに予約購入済の場合で次の費用が上記の中途帰国費用を上回る場合は次の費用と、ます。 ①航空運賃等交通費 ②宿泊費および諸雑費 （保険金額が20万円を超える場合は、合計で20万円が保険期間中の限度となり、ます。） （注2）上記費用（注1）の費用を含みます。]には、今後支払うべき費用を含み、払戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用は除きます。	前記①、②、④、⑦に加え、たとえば次のような原因により負担した費用 ●日本国内における地震、噴火、またはこれらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産 ●歯科疾病 ●渡航先（渡航予定先を含みます。）以外で発生した戦争、その他の変乱（注） ●保険料領収前または契約日より前に、保険金支払事由もしくは原因が生じた場合 など （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となり、ます。